事調第　１３２３　号
平成３１年3月２９日

一般社団法人
　　北海道農業建設協会会長　様

農政部農村振興局事業調整課長

北海道胆振東部地震による倒木等の有効利用及び現場内の倒木等処理について

北海道胆振東部地震に係る支援として行う農業農村整備事業等工事における地震による倒木等の有効利用及び現場内の倒木等処理について、工事施行成績評定基準において、次のとおり当面取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

１　対象工事と評価方法

（１）　道営農業農村整備事業等工事において、北海道胆振東部地震による倒木及び被災地産の木材を有効活用した場合、工事施行成績評定の考査項目『社会性等』の「その他」において加点評価する。

（２）　胆振総合振興局が発注する北海道胆振東部地震の農地・農業用施設災害復旧事業に係る工事において、倒木協定に基づき、北海道胆振東部地震による現場内の倒木処理について、協力事業者と協議・調整を行っている場合、工事施行成績評定の考査項目『社会性等』の「その他」において加点評価する。

※　被災地産：厚真町、安平町、むかわ町産

※　倒木協定：「北海道胆振東部地震により発生した倒木等の有効利用に関する協定」（H31.3.7）

※　協力事業者とは、撤去した倒木の有効利用を行うバイオマス事業者をいう。

２　評定における確認方法

上記（１）、（２）の確認方法は、特記仕様書①及び②の記載のとおりとする。

３　適用

発注済み及び今後、発注予定のうち対応可能な工事

※　対象工事の（２）については、設計変更も含め対応可能な工事について適用

（設計施工グループ
主査（設計積算）
主査（システム））

特　記　仕　様　書①（全道）

○北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進について

（１）当該工事では、可能な範囲で北海道胆振東部地震の倒木及び被災地産の木材を有効活用に務めること。

（２）北海道胆振東部地震による倒木及び被災地産の木材の活用用途については、受注者は、工事資材や仮設資材等（工事看板、標識、測量杭、丁張り用胴縁・タルキ、型枠、仮設柵等）において活用することとし、その用途については、受注者が自由に選択できるものとする。

なお、受注者は仮設資材等として利用する場合には、納入伝票等に「厚真町（など被災町名）産木材を利用」等と販売（製作）業者に明記して貰うこと。

（３）工事成績評定等

倒木及び被災地産の木材を活用した場合、工事施行成績評定の考査項目『社会性等』において加点評価とする。この場合、活用した木材について、納入伝票等の写しを搬入資材検収整理簿に添付すること。

納入伝票等により被災地産であることが確認できた場合、成績評定において加点評価する。

※被災地産：厚真町、安平町、むかわ町産

※倒木・被災木でなくても被災地産であることが確認できれば、評価する。

（４）参考

倒木・被災木の製造可能な工場及び問い合わせ先については、別添の**「北海道胆振東部地震被災地周辺の工事用資材の製造可能な工場一覧」**参考とすること。

特　記　仕　様　書②

◯北海道胆振東部地震による現場内の倒木処理について

当該工事では、倒木協定に基づき、現場内の倒木の処理・取り扱いについて、協力事業者と協議・調整を行い、協議・調整の有無について、臨場・写真・記録簿等により確認できた場合に、工事施行成績評定の考査項目『社会性等』において加点評価する。

※倒木協定：「北海道胆振東部地震により発生した倒木等の有効利用に関する協定」H31.3.7

※現場の諸条件により、倒木の仮置き期間・引き渡し時期は必ずしも工期内に収まらない場合も想定されるため、協議・調整をおこなったことが確認できれば評価し、それが履行されたことまでの確認は行わない。

※協力事業者とは、撤去した倒木の有効利用を行う木質バイオマス事業者をいう。